

(仮称) 水と緑の南摩の里アクティビティゾーン
指定管理予定者公募要領

令和4(2022)年3月

栃木県 環境森林部 自然環境課

目次

1	本施設の設置目的、概要	- 1 -
2	管理の基準	- 1 -
3	業務の範囲	- 2 -
4	指定管理予定者及び指定管理者の指定期間	- 3 -
5	県が支払う委託料の取扱い	- 3 -
6	県への納付金	- 3 -
7	申請者の応募資格	- 3 -
8	公募要領等の配布期間、現地説明会等	- 4 -
9	申請の手続	- 5 -
10	指定管理予定者の候補者の選定方法	- 6 -
11	指定管理予定者の候補者選定後の手続等	- 9 -
12	県と指定管理者の責任分担	- 9 -
13	モニタリング	- 9 -
14	事業報告書等	- 10 -
15	事業の継続が困難となった場合の措置等	- 11 -
16	原状回復等	- 12 -
17	その他	- 12 -
18	問い合わせ先	- 12 -

(仮称)水と緑の南摩の里アクティビティゾーン指定管理予定者公募要領

栃木県（以下「県」という。）は、（仮称）水と緑の南摩の里アクティビティゾーン（以下「本施設」という。）の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、以下のとおり指定管理予定者の候補者の募集をします。

県は地方自治法第 244 条の 2 に定める本施設の設置及び管理条例は、本施設の供用開始前までに制定する予定です。また、当該設置及び管理条例に基づき、指定管理予定者を指定管理者として指定する予定です。

1 本施設の設置目的、概要

(1) 設置目的

県民及びダム湖周辺の地域住民のレクリエーションの場とするとともに、観光資源としての魅力を創出し、水源地域の活性化を図る。

(2) 本施設の概要

名称：（仮称）水と緑の南摩の里アクティビティゾーン

所在地：栃木県鹿沼市上南摩町地内

供用開始：令和 7 年 4 月（予定）

主な施設内容：

施設	備考
ビジターセンター	受付、倉庫、ロッカールーム、トイレ等
ジップライン	3 地点・3 ルート・約 1,000m
森林アクティビティ	木と木の間を巡るアトラクション
駐車場	従業員及び利用者用

※詳細は「別紙 本施設の概要」参照

※各施設規模や駐車場台数は事業者提案を参考に決定します。

2 管理の基準

(1) 営業日・利用時間

営業日：年間 275 日以上営業すること

利用時間：午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

※ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、営業日及び利用時間を変更することができます。

(2) 公平な利用の確保

指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が本施設を利用することを拒んではなりません。

また、本施設の管理業務を行うに当たっては、不当な差別的取扱いをしてはなりません。

なお、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）及び栃木県障害者差別解消推進条例（平成 28 年栃木県条例第 14 号）により、障害を理由とした不当な差別的取扱いは禁止されています。県が策定した「栃木県障害者差別対応指針」を参考に対応してください。

(3) 個人情報の保護

指定管理予定者及び指定管理者は、業務を行うに当たっての個人情報の取扱いについて、栃木県個人情報保護条例（平成 13 年栃木県条例第 3 号）が適用され、個人情報の適正な管理が義務付けられるとともに、従事者（その退職者を含む。）にも個人情報の漏えい禁止義務が課せられる（同条例第 12 条）こととなり、罰則も適用されます。（同条例第 58 条、第 59 条）

なお、個人情報の適正な取扱いの具体的な内容等については、（仮称）水と緑の南摩の里アクティビティゾーンの管理に関する協定書（案）（以下「協定書」という。）で定めることとします。

(4) 利用料金制度

- ① 利用料金は、本施設の設置及び管理条例で定める範囲内において、知事の承認を得た上で、指定管理者が定めることとします。
- ② 指定管理者は、徴収した利用料金をその収入として収受することとします。
- ③ 利用料金体系については、県の承認を受けた上で変更できるものとしますが、変更が認められた場合には、利用者に対し、十分な告知期間を設けるとともに、新たな利用料金体系の適用期日より前に事前予約等をしている利用者に対して、不利益にならないよう対応してください。
- ④ 利用料金の免除等については、事前に知事の承認を得ることとなりますが、免除等の基準の考え方については、事

業計画書に明示してください。

(5) 施設環境の保持及びサービスの向上

指定管理者は、本施設を常に清潔に保ち、利用者に対するサービスの向上を図り、利用者数の増加に努めるとともに、各種トラブル、苦情等には迅速かつ適切に対応しなければなりません。

(6) 環境への配慮

ごみの削減、省エネルギー、環境負荷の低減に資する物品等の調達など、環境に配慮した運営を行ってください。

(7) 危機管理

災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じ、県及び関係機関等に通報できる体制を構築するとともに、必要な訓練等を行ってください。

(8) 関係法令等の遵守

指定管理予定者及び指定管理者は、業務を行うに当たり、地方自治法その他の関係法令、関係条例、関係規則、協定書等を遵守しなければなりません。

なお、協定書は、本施設の供用開始までに締結する予定です。

(9) 秘密保持義務

指定管理予定者及び指定管理者は、役員若しくは管理の業務に従事している者が、在職中及び退職後においても本施設の業務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用しないよう必要な措置を講じなければなりません。

また、指定管理予定者及び指定管理者が業務の一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対しても秘密の保持を義務づけなければなりません。

(10) 行政手続条例の適用

施設の「利用許可」に係る行政処分を行うに当たり、指定管理者には栃木県行政手続条例（平成7年栃木県条例第39号）が適用され、その範囲において行政庁として行政手続条例に規定する責務を負うこととなります。

(11) 施設設備及び物品等の維持管理

指定管理者は、本施設の施設設備及び物品等の維持管理を適切に行わなければなりません。

3 業務の範囲

(1) 指定管理予定者の業務範囲（覚書締結～令和7年3月31日）

指定管理予定者が行う業務は以下のとおりとします。

指定管理予定者は、業務範囲に掲げる業務の全部若しくは主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできませんが、主要な部分を除く業務については、県の承認を得た上で、第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとします。なお、これらの業務のうち、業務の主要な部分は仕様書で定めることとします。

- ① 施設計画の協議に関する支援業務（設計等に関する打合せ協議に参画し、各施設面積や施設レイアウト、デザイン等に関する提案を行う）
- ② 本施設（ビジターセンター、ジップライン、森林アクティビティ等）の運営準備に関する業務
- ③ 広報の準備に関する業務
- ④ 管理運営計画に関する業務

(2) 指定管理者の業務範囲（令和7年4月1日～）

指定管理者が行う業務の範囲は以下のとおりとします。

指定管理者は、業務範囲に掲げる業務の全部若しくは主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできませんが、主要な部分を除く業務については、県の承認を得た上で、第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとします。なお、これらの業務のうち、業務の主要な部分は仕様書で定めることとします。

- ① 本施設の利用の許可に関する事
- ② 本施設の維持管理に関する事
- ③ 本施設の運営に関する事
- ④ その他①から③に附随する業務を行う事

(3) 自主事業

指定管理者は、地域振興や賑わい創出、交流促進を図るため、自主事業を実施することができます。

自主事業は、「別紙 本施設の概要」に示す範囲内での実施を基本とします。本施設は南摩ダムに隣接しているため、自主事業の実施に当たっては、実施場所や実施内容等について、あらかじめ県とダム管理者と協議し、その承認を得ることとします。（南摩ダム及び周辺施設との連携や活用方法については、今後、水源地域ビジョンを策定していく中で、ダム湖及び周辺エリアの活用方法を関係者（ダム管理者、県、市、地域住民等）で協議して決めていく予定です。）

なお、自主事業の内容によっては、行政財産の目的外使用許可が必要となります。また、自主事業を実施する場合には、以下の事項について留意してください。

- ① 事業計画に基づき実施すること。
- ② 指定管理者が自主事業を行う場合の本施設の利用については、本施設の利用者の利用に影響がないように配慮すること。

(4) 行政財産の目的外使用許可

自動販売機の設置等、本施設の一部を使用する場合の使用許可等については、知事が行政財産の目的外使用許可を行うこととなります。

4 指定管理予定者及び指定管理者の指定期間

指定管理予定者及び指定管理者の指定期間は、以下のとおりとします。ただし、指定管理者の指定期間は、県議会での議決により確定します。

なお、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

また、指定期間中であっても、新施設を公の施設として廃止する場合があります。この場合において、指定管理者に生じた損害又は損失に係る費用については、合理性が認められる範囲で県が負担することを原則とし、県と指定管理者との協議により決定するものとします。

(1) 指定管理予定者の指定期間

覚書締結日～令和7年3月31日

(2) 指定管理者の指定期間

指定管理者の指定期間は、令和7年4月1日から令和17年3月31日の10年間とします。

5 県が支払う委託料の取扱い

指定管理予定者及び指定管理者の業務に係る全ての経費（光熱水費含む）は、利用料収入及びその他の収入により賄う方法（独立採算型）により管理運営することとします。

本施設は、利用料金制（指定管理者が、その管理する施設の利用料金を自らの収入として収受するとともに条例の定めるところにより施設の利用料金を定めることができる制度）を採用することとします。

本施設の上水は、ダム管理事務所に引く上水を利用するため、利用量に応じて費用負担いただきます。なお、上水は下流からポンプアップするため、通常の水道代より高くなることが想定されます。

本施設の下水は、ダム湖への放流を行わない方式（無放流方式等）とする予定です。

6 県への納付金

指定管理者は、指定期間中に県に対して納付金を支払うこととします。納付金の金額は、指定管理者の提案に基づき県と協議の上、決定することとします。

7 申請者の応募資格

(1) 法人その他の団体及びその構成員に関する事

- ① 指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であること
- ② 個人、法人その他の団体での共同（以下「コンソーシアム」という。）による申請の場合には、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる個人、法人その他の団体を選定すること。なお、コンソーシアムとして申請する場合、

i) 申請の受付期間終了後に構成員を変更すること、ii) 構成員が他のコンソーシアムの構成員となること、iii) 構成員が単独で申請を行うこと、は認めません。

③ 次のいずれかに該当すること

- i) 栃木県内に主たる事務所（会社の場合には、会社法第4条に規定する本店。以下同じ。）を有していること（コンソーシアムの場合は、代表となる者が栃木県内に主たる事務所を有していること）
- ii) 栃木県内に主たる事務所を設置する予定があること（コンソーシアムの場合は、代表となる者が栃木県内に主たる事務所を設置する予定があること）
- iii) 栃木県内に主たる事務所を設置する予定がない場合には、栃木県内に主たる事務所を設置する事業者と同等の対応ができること（コンソーシアムの場合は、代表となる者が栃木県内に主たる事務所を設置する事業者と同等の対応ができること）（様式10を提出すること）

④ 次のいずれにも該当しないものであること

- i) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの
- ii) 県から指名停止措置を受けているもの
- iii) 県税（地方消費税を含む。）を滞納しているもの
- iv) 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きを開始している法人等
- v) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
- vi) 地方自治法第244条の2第11項の規定により栃木県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しないもの
- vii) 県議会議員、知事、副知事、地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員又は委員

⑤ ジップラインを含むアクティビティ施設の運営実績を有する法人その他の団体であること。

(2) 法人その他の団体の役員又は使用人に関すること

法人その他の団体の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）又は使用人（支配人及び支店又は営業所等の代表者である者をいう。）のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行が終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項（都道府県暴力追放運動推進センター役員等の守秘義務）を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等
- ⑤ 地方自治法第244条の2第11項の規定により栃木県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない法人その他の団体及びその構成員の役員又は使用人であった者
- ⑥ 県議会議員、知事、副知事、地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員又は委員であって、法人その他の団体において、会長、理事長、常務理事等の経営権を有する役職（ただし、名称にかかわらず、経営権のない名誉職的な役職である場合を除く。）又は監事若しくは監査役に就任している者
- ⑦ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から5年を経過しない者

8 公募要領等の配布期間、現地説明会等

(1) 公募要領等の配布

配布期間：令和4（2022）年3月15日（火）から同年5月16日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

配布時間：午前8時30分から午後5時15分まで

配布場所：栃木県環境森林部自然環境課自然公園担当（栃木県庁本館12階）

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁本館12階

電話：028-623-3211 Fax：028-623-3212

メールアドレス：shizen-kankyoushou@pref.tochigi.lg.jp

上記期間中は、県ホームページでも公募要領等のダウンロードができますので、御利用ください。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/houdou/r03-nanmanosato-shitei.html>)

なお、郵送での配布は行いません。

配布書類：公募要領、仕様書、協定書等

(2) 現地説明会の開催

開催日時：令和4（2022）年3月25日（金）午後1時から午後4時まで（予定）

開催場所：栃木県庁舎研修館2階 204 研修室（〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20）、
本施設の整備予定地（南摩ダムサイト左岸展望広場：〒322-0346 栃木県鹿沼市上南摩町）

内 容：公募要領等の説明、本施設の整備予定地の見学及び質疑応答

申込方法：現地説明会の参加申込書（様式12）に法人名（法人でない場合は代表者名）及び参加希望者名（各団体3名まで）を明記の上、電子メール又はFAXのいずれかで、栃木県環境森林部自然環境課自然公園担当へ3月22日（火）午後12時までに申し込んでください。

なお、参加申込書を送付した際には、必ず電話で受領の確認をしてください。確認のない場合に発生したトラブルに関しては一切考慮しません。

備 考：当日は、栃木県庁において公募要領等を説明後、本施設の整備予定地に移動する予定です。栃木県庁から本施設の整備予定地には車で移動するため、当日は車で各開催場所にお越しください。また、公募要領等は持参してください（公募要領等は配付しません）。

(3) 公募に関する質問

受付期間：令和4（2022）年3月28日（月）から同年3月30日（水）まで

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

質問方法：質問書（様式13）に記入の上、電子メール又はFAXのいずれかで、栃木県環境森林部自然環境課自然公園担当まで提出してください。（電話や来訪など口頭での御質問にはお答えできませんので、注意してください。）

回答方法：質問事項に対する回答は、令和4（2022）年4月11日（月）までに、県ホームページにも掲載しますので確認してください。

（<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/r03-nanmanosato-shitei-qa.html>）

留意事項：質問書を送付した時には、必ず電話で受領の確認をしてください。確認のない場合に発生したトラブルに関しては一切考慮しません。また、申請書類の提出後や指定管理者の候補者の選定後に本要領等関連書類の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

9 申請の手続

(1) 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書（様式1）
- ② コンソーシアムによる申請の場合には、コンソーシアム構成員表（様式2-1）及びコンソーシアム構成員の役割、責任分担及び責任割合（様式2-2）
- ③ 事業計画書（様式3）

本施設の設置目的を踏まえた施設の管理運営及びサービスの提供を実現するため、以下の項目について具体的に記載してください。

 - 1) 管理及び運営に関する基本方針
 - 2) 実施計画
 - 3) 本施設の利用促進、施設計画について
 - 4) 自主事業について
 - 5) 利用料金制度について
 - 6) 納付金について
- ④ 年度ごとの本施設の管理及び運営に関する業務に係る収支予算書等（様式4-1～4-5）
- ⑤ 実施体制表（即時対応含む）（様式5）
- ⑥ 個人情報の適正な取扱いに関する調書（様式6）
- ⑦ 団体の概要等調書（様式7）
- ⑧ 役員名簿（様式8）
- ⑨ （仮称）水と緑の南摩の里アクティビティゾーンの指定管理者の指定申請に係る宣誓書（様式9）
- ⑩ 栃木県内に主たる事務所を設置する事業者と同等の対応を行うことに係る誓約書（様式10）
- ⑪ 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの（定款、寄附行為のない団体にとっては、団体の目的、事務所、資産に関する規定、代表者の任免に関する規定等を記載した書類）（附属書類1）
- ⑫ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書又は収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあって

は、その設立時における財産目録）（附属書類2）

- ⑬ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書（附属書類3）
 - ⑭ 登記事項証明書（附属書類4）
 - ⑮ 住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）（コンソーシアムを構成する個人）（附属書類5）
 - ⑯ 県税、地方消費税の納税証明書（納税義務者でない場合は、未納の税額がないことの証明書）（附属書類6）
 - ⑰ ジップラインを含むアクティビティ施設の運営実績を有することを証する書類（パンフレット等）（附属書類7）
- ※詳細は、「別紙 提出書類一覧」を参照

(2) 指定申請の受付期間等

受付期間：令和4（2022）年4月15日（金）から同年5月16日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

受付場所及び方法：栃木県環境森林部自然環境課自然公園担当（栃木県庁本館12階）

郵送又は持参とし、郵送の場合は、5月16日（月）の午後5時15分必着とします。

※郵送の場合、封書の表に赤字で「（仮称）水と緑の南摩の里アクティビティゾーン指定管理予定者申請書」、裏に申請者の住所、氏名を必ず記入してください。なお、簡易書留・配達記録によらない郵便の事故等については、一切考慮しませんので、注意してください。

(3) 提出部数等

提出部数は、8部（正本1部、副本7部）とします。

(4) 留意事項

- ① 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属しますが、県は、指定管理予定者の決定の公表等必要な場合は、事業計画書等の内容を無償で利用できることとします。
- ② 申請に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請団体が負うものとします。
- ③ 申請に関して必要となる経費は、申請者の負担とします。
- ④ 提出された書類は、返却しません。
- ⑤ 提出された書類は、栃木県情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となり、開示することがあります。
- ⑥ 指定申請の提出期間経過後の書類の差し替えは認めません。なお、県は提出された書類の不備について補正を求めることはしませんので、注意してください。
- ⑦ 県が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。
- ⑧ 指定申請の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式11）を提出してください。

10 指定管理予定者の候補者の選定方法

(1) 指定管理予定者の候補者の選定に当たっては、「（仮称）水と緑の南摩の里アクティビティゾーン指定管理予定者選考委員会の組織及び運営に関する要綱」に基づき設置された「（仮称）水と緑の南摩の里アクティビティゾーン指定管理予定者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）において、(5)の選考基準に基づき、評価します。

(2) 選考委員会の構成は以下のとおりです。

- ・学識経験者
- ・中小企業診断士
- ・鹿沼市職員
- ・県所管部局職員（2名）

(3) 審査は、事務局において、提出された事業計画書等の形式審査を行い、その後、選考委員会において、申請者からのプレゼンテーションを受け、選考基準に基づき評点審査を行い、申請者の評点得点の順位を決定します。

なお、申請者多数の場合は、提出書類をもとに第一次審査として書類審査による選考を実施することがあります。

(4) プレゼンテーション

① 日程

令和4（2022）年6月17日（金）を予定しています。詳細は、後日申請者に対して文書で通知します。

② 方法

- ・プレゼンテーションは、1団体3名以内の者の出席を求めて実施します。
- ・プレゼンテーションの時間は、1団体当たり50分（説明30分、質疑応答20分）を予定しています。

(5) 選考基準

選考を行うに当たっての審査項目・審査のポイント及び配点は以下のとおりです。

評価体系	審査項目	配点	対応様式
1 基本的事項 (40点)	① 平等利用・適正な権限行使 申請者の策定した基本方針及び業務の実施計画等は、以下のとおり住民の平等利用の確保を図るものとなっているか。 ・施設運営における住民平等な利用について考慮されているか。 ・事業内容に偏りがあり、一部の住民に利用者が限定されることはないか。 ・合理的な理由なく、一部の利用者を制限又は優遇していることはないか。	5	様式3
	② 提案の合目的性・的確性 申請者の策定した基本方針及び業務の実施計画等は、当該施設の設置目的に適合する内容となっているか。 また、業務内容は、県民ニーズを十分に把握し、県民サービスの向上を図るものとなっているか。	5	様式3
	③ 提案の具体性 申請者の策定した業務の実施計画は、当該施設の利用促進や経費節減に対する取組が具体的に示されているか。	5	様式3
	④ 提案の実現性 申請者の策定した業務の実施計画は、事業内容や事業量を適切に把握し、実現性が高い内容となっているか。	5	全様式
	⑤ 個人情報保護 申請者は、プライバシーポリシーの策定及び公表、事業者内部の責任体制の整備、個人情報の取扱いを外部に委託する場合の監督体制の整備、従業員に対する教育研修など、個人情報保護に関する措置を既に行っているか。 また、申請者の策定した個人情報の安全管理体制、委託先も含めた従業員の研修計画等は個人情報保護のために十分なものとなっているか。	5	様式6
	⑥ 安全対策（事故・災害発生時の対応） 事故又は災害発生時に講ずるべき対応策（連絡体制の整備、避難誘導、応急措置等）及び業務従事者への研修計画等は適切なものとなっているか。	5	様式3
	⑦ 安全対策（安全対策・防災対策） 事故等を防止するための事前の安全管理対策及び防災対策は適切なものとなっているか。	10	様式3
2 事業者評価 (20点)	① 人的基礎 申請者が計画している職員体制及び配置人員（現場責任者、有資格者、指揮系統、責任権限等）は適切なものとなっているか。 また、一部業務を第三者に委託する場合、その業務の範囲、理由及び委託先に対する考え方は適切なものとなっているか。	5	様式5
	② 経理的基礎 申請者の現在の事業活動状況や経営状況等から、申請者は提案内容のとおり安定的に施設の管理運営を行う財政基礎を有していると認められるか。	5	附属書類 2、3
	③ 申請者の経営理念・姿勢等 申請者の経営理念や方針は、当該施設の指定管理者としてふさわしいものとなっているか。 また、指定管理に取り組むに当たっての申請者の姿勢は、積極	5	様式7

評価体系	審査項目	配点	対応様式
	的かつ真摯なものとなっているか。		
	④ 過去の実績 申請者の、類似施設の管理運営実績や関連業務の実施状況等から、申請者は当該施設を良好に管理運営するためのノウハウ等を有していると認められるか。	5	様式7 附属書類 7
3 アイデア等 評価 (15点)	① 独創性 申請者の策定した業務の実施計画及び提案した自主事業の内容は、創意工夫や斬新性が認められ、利用者の利便性の向上や施設の魅力度の向上に寄与するものとなっているか。	10	様式3
	② 社会性 申請者の策定した業務の実施計画は、以下の項目に配慮した内容となっているか。 ・障害者、高齢者及び子どもの利用に対する配慮 ・省エネ、環境（騒音・公害対策、ごみ削減等）への配慮 ・地域貢献、地域住民への配慮	5	様式3
4 価格等評価 (15点)	① 経済性 申請者が作成した収支計画は、事業内容が漏れなく反映され、かつ、過大又は過小な見積りはなく、収支のバランスがとれたものとなっているか。 また、収支計画は、経費の節減に努める内容となっているか。	5	様式4
	② 提案価格評価（納付金） 申請者からの提案価格（納付金）に対する得点は、以下により算定する。納付金は指定期間の合計で評価する。 （算定式） ・得点 = 配点 × (提案価格 / 最高提案価格) ※小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで算定する。	10	様式4
5 その他 (10点)	① 利用促進、施設計画 本施設の利用促進を図るため、具体的で効果的なアクティビティ施設（ジップライン、森林アクティビティ、左記以外）の内容となっているか。 また、業務内容について、周辺施設と連携した相乗効果や時代のニーズに応じた業務提案と持続的な改善への取り組みが期待でき、地域としての賑わい創出を図る内容となっているか。	10	様式3
合 計		100	—

(6) 評価基準

選考委員会において評点審査を行うための評価基準は以下のとおりです。

評価	点数
大変優れている	配点 × 1.0
やや優れている	配点 × 0.8
普通	配点 × 0.6
やや劣る	配点 × 0.4
劣る	配点 × 0.2

(7) 選定結果の公表及び通知

形式審査時及び第一次審査時に評点審査の対象外となった申請者に対しては、その都度速やかに結果及び理由をお知らせします。

選定結果については、申請者に対して通知するとともに、県ホームページに掲載します。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/houdou/r03-nanmanosato-shitei-kekka.html>)

(8) 最低基準点

- ① 指定管理予定候補者として選定されるための最低基準点は、60点とします。
- ② 審査の結果、最高得点の申請者であっても、最低基準点に満たない場合は失格になります。この場合、原則として再公募により、改めて候補者を選定します。

(9) 留意事項

- ① 申請者が次の要件に該当する場合は、その者を審査の対象から除外します。
 - ・提出書類に虚偽又は不正があった場合
 - ・申請者が選考委員会委員に接触した場合若しくは接触しようとした場合
 - ・申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合
 - ・複数の事業計画書を提出した場合
 - ・その他不正な行為があった場合
- ② 率直な意見交換が損なわれるおそれがあること、また、申請者の信用情報に関する内容等が取り上げられる可能性があるため、選考委員会は非公開とします。
- ③ 選定結果として申請者名、審査結果の概要等を公開することを御承知の上、応募してください。

11 指定管理予定者の候補者選定後の手続等

(1) 指定管理予定者の候補者との協議

指定管理予定候補者となった者と指定管理予定者及び指定管理者の業務の細目についての協議を行います。この場合、県は必要に応じて候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができます。

なお、候補者と協議が整わない場合は、選考委員会において次点となった申請者を指定管理予定者の候補者として協議を行うこととなります。

(2) 指定管理予定者との覚書締結、指定管理者の指定及び協定

(1)の協議により適正と認められた場合は、県は指定管理予定者と覚書を締結します。

県は、本施設の供用開始前までに県議会での議決を経て、指定管理者として指定するとともに、指定管理者と協定を締結します。

ただし、指定管理予定者の候補者選定後、財務状況の悪化や社会的信用の喪失など、指定管理予定者及び指定管理者としてふさわしくないと認められる状況となった場合、県は協定を締結しない、あるいは協定を解除することがあります。

なお、県は、指定管理者に係る議会の議決を得られなかったとき、協定の締結をしなかったとき、協定を解除したとき、においては、指定管理予定候補者が本件に関して支出した費用については補償しません。

(3) 協定の内容

協定書の内容は、「(仮称)水と緑の南摩の里アクティビティゾーンの管理に関する協定書(案)」を予定しています。

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、県及び指定管理者双方が誠意をもって協議するものとします。

12 県と指定管理者の責任分担

県と指定管理者の責任分担は、別記3「リスク分担表」のとおりです。

13 モニタリング

県は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施します。

(1) 利用者アンケート

指定管理者は、利用者アンケートの実施その他ふさわしい手法により、利用者満足度を把握してください。また、アンケート等の結果及び意見・要望等への対応状況について、協定書(案)第17条の規定による各月の定期報告と併せて報告してください。利用者アンケートの内容等は、県と協議の上、決定することとします。

(2) 自己評価

指定管理者は、管理運営業務について、利用者アンケート結果等に基づき、毎年度自己評価を実施し、その報告書を14(1)の事業報告書とともに、県に提出してください。

なお、自己評価については、本施設にふさわしい方法を、事業計画書に記載してください。

(3) 県による評価

県は、事業計画書に基づく指定管理業務が適切に実施されているか、指定管理者による管理運営状況を下記項目ごとに評価し、その結果を毎年度公表します。

なお、県が必要と認める場合は、本施設の立入検査を実施し、改善勧告等を行うことができます。改善勧告等を受けた場合、指定管理者は速やかに対応してください。

- ① 住民の平等利用の確保
- ② 施設の効用の最大限発揮
- ③ 管理を安定的に行う物的、人的基礎
- ④ 個人情報保護
- ⑤ その他（管理運営上の特記事項等）

(4) 業務報告の聴取等

県は、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づき、本施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し指定管理業務及びその経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は指示することがあります。

(5) 是正勧告

利用者からの意見・要望等への対応状況、事業報告書及び上記(3)の評価等の結果、業務内容に改善が必要と認める場合、県は、立入調査を実施した上、指定管理者に対して業務改善勧告又は是正勧告等を行います。

なお、是正勧告等によっても改善が見られない場合や指定管理者の業務が仕様書の基準を満たしていないと判断した場合は、指定期間中でもその指定を取り消すことがあります。

(6) 帳簿類等の提出要求

監査委員等が県の事務を監査するために必要があると認める場合、指定管理者は関係帳簿類その他の記録を提出しなければなりません。

14 事業報告書等

(1) 事業報告書（年度ごと）

指定管理者は、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項の規定に基づき、毎年度事業終了後、原則として 60 日以内に、本施設に関する前年度分の事業報告書を県に提出してください。事業報告書に記載する主な事項は、以下のとおりとしますが、詳細は当該資料作成前に県と協議の上、決定することとします。

なお、年度の中途において地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の停止を命じられたときは、指定を取り消され、又は業務の停止を命じられた日から起算して 30 日以内に、当該年度分として、指定を取り消され、又は業務の停止を命じられた日までの間の事業報告書を作成して県に提出してください。

- ① 管理業務の実施状況及び利用者の利用状況
- ② 利用料金収入の実績
- ③ 管理業務に係る経費の収支状況
- ④ 施設修繕の実施状況
- ⑤ サービスの向上を図った事項と成果
- ⑥ 管理業務の実施に関し改善すべき事項がある場合には、その内容
- ⑦ その他、本施設の管理の実態を把握するために県が必要と認める事項

(2) 月例報告書

指定管理者は、月例報告書を毎月 20 日までに前月の月例報告書を県に提出してください。月例報告書に記載する主な事項は、以下のとおりとしますが、詳細は当該資料作成前に県と協議の上、決定することとします。

- ① 利用状況（施設利用実績報告書）
- ② 利用料金収入の実績
- ③ 利用者アンケートの結果及びその対応状況
- ④ 施設、設備等の修繕等の報告

(3) 事業計画書

指定管理者は、事業計画書を毎年度 2 月末日までに次年度の事業計画書を県に提出してください。事業計画書に記載する主な事項は、以下のとおりとしますが、詳細は当該資料作成前に県と協議の上、決定することとします。

- ① 管理執行体制
- ② 事業計画
- ③ 自主事業の内容及び実施時期
- ④ 指定管理業務に係る当該年度の収支予算案
- ⑤ その他県が必要と認める事項

(4) その他随時報告等

指定管理者は、県から管理業務及び経理の状況等について提出を求められた場合には、随時、報告書を作成し提出してください。

15 事業の継続が困難となった場合の措置等

事業の継続が困難となった場合等における措置については、以下のとおりです。

(1) 事業の継続が困難となった場合の措置

① 報告義務

指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに県に報告し、県の指示を受けなければなりません。

② 改善指示及び指定の取消し

指定管理者が本施設の適正な管理運営が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、県は指定管理者に対して改善に向けて必要な指示を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることとします。この場合において、指定管理者が当該期限内に改善策を実施することができなかつたときは、県は、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずることとします。

(2) 指定の取消等

① 県は、指定管理者が次の各事項に該当するときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

- ・ 法人その他の団体が倒産（解散）したとき。
- ・ 財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難であると認められるとき。
- ・ 協定書の事項に関して重大な違反をしたと認められるとき。
- ・ 地方自治法の規定による監査を拒否又は妨害したと認められるとき。
- ・ 個人情報の保護に関する取扱いに関して重大な欠陥があると認められるとき。
- ・ 関係法令、条例又は規則に関して重大な違反をしたと認められるとき。
- ・ 指定管理者が、公募に際して虚偽の記載をし、若しくは申し立てたと認められるとき、又は組織的な違反行為を行った場合など、指定管理業務を行わせておくことが社会通念上著しく不相当と判断される時。
- ・ その他指定管理業務を行わせておくことが適当でないとき。

② 指定管理者が次の各事項に該当するときは、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定により、必要な指示を行い、指示に従わないときは、同条第 11 項の規定により指定を取消し又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

- ・ 本要領に定める応募資格条件を失ったと認められるとき。
- ・ 財務状況が悪化し、管理運営業務の履行に影響があると認められるとき。
- ・ 協定書の事項に関して違反をしたと認められるとき。
- ・ 個人情報の保護に関する取扱いが不適切であると認められるとき。
- ・ 関係法令、条例又は規則に関して違反したと認められるとき。
- ・ その他指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(3) 損害賠償等

指定の取消し又は業務停止により、県に損害が発生したときは、指定管理者はその損害を賠償しなければなりません。また、指定管理業務の執行に当たり、指定管理者の責に帰すべき事由により県に損害を与えたときは、指定管理者はその損害を賠償しなければなりません。

(4) 災害及び不可抗力等による場合の協議

県及び指定管理者の責めに帰することができない事由により本施設の管理運営の継続が困難となった場合は、県と

指定管理者は管理運営の継続の可否について協議することとします。

16 原状回復等

指定管理者は、指定期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定されたときを除く。）又は指定が取り消されたときは、速やかに原状回復して施設、設備、備品、管理に必要なデータ等を引き渡すとともに、県又は新たな指定管理者と十分な業務の引継ぎを行うこととします。ただし、原状回復について県の承認を得たときはこの限りではありません。

なお、指定管理者は引継ぎに要する費用を負担することとします。

17 その他

(1) 文書の管理・保存

指定管理予定者及び指定管理者は、栃木県文書等管理規則に準じて、作成し又は取得した文書等について適正に管理・保存しなければなりません。

(2) 情報公開

指定管理予定者及び指定管理者は、指定管理業務を行うに当たり、作成又は取得した文書等のうち指定管理者が保有しているものについて、栃木県情報公開条例第30条の2の規定に基づき、情報の開示及び情報提供を行うこととします。

(3) 県からの要請への協力

- ① 県から、施設の管理運営並びに施設の現状等に関する調査又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行ってください。
- ② その他、県が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、イベント、視察、当該施設の管理に関する会議、監査・検査等）への参加・支援・協力・実施を積極的かつ主体的に行ってください。

(4) 県と協議・調整を要する事項

これまでの規定のほか、以下の事項に関する事項は、県と調整又は協議を行うこととします。

- ① 施設の管理運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合
- ② 指定期間中に管理運営内容が変更される場合
- ③ 指定期間中に施設の大規模改修などにより施設利用を休止する場合
- ④ その他、本要領や仕様書等に記載のない事項

(5) 指定管理者の職員が管理に要するスペースの使用

指定管理者は、本施設の管理に必要な事務スペース、倉庫等は無償で使用できることとしますが、本社機能など、本施設の管理に直接関係ない業務の場合には、別途、行政財産の目的外使用許可が必要となります。

(6) ネーミングライツ（施設命名権）

指定期間中にネーミングライツパートナー契約に基づく愛称を用いることになった場合は、指定管理者は、変更された愛称を使用することになります。

また、施設の命名権に付随してネーミングパートナーが実施することのできる権利がある場合（指定期間中にネーミングライツパートナー契約に基づく愛称を用いることになった場合を含む。）には、その円滑な実施に向け協力してください。

(7) 口座管理及び区分経理

- ・ 指定管理業務に係る収入及び支出は、指定管理者の他の口座とは別の口座で管理してください。
- ・ 指定管理業務に係る会計処理は、他の事業から区分して経理してください。
- ・ 指定管理業務に係る会計書類は、各会計年度の終了後、5年間保存してください。

18 問い合わせ先

栃木県環境森林部自然環境課自然公園担当
〒320-8501 宇都宮市埜田 1-1-20 栃木県庁本館 12 階
電話：028-623-3211
Fax：028-623-3212
メールアドレス：shizen-kankyous@pref.tochigi.lg.jp